○財務省告示第百七十一号

関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十五年度の初日から平成二十五年四月三十日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十五年五月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十五年度の初日から平成二十五年四月三十日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　五万八千五百四十五トン

二　生きている豚及び豚肉等　五万八千五百四十五トン

○財務省告示第百七十二号

関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)第七条の五第一項第二号の規定に基づき、平成二十四年度における生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量(当該数量が平成十四年度及び平成十五年度における各年度の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量を下回る場合には、当該二分の一に相当する数量とする。)に百分の百十七を乗じて得た数量を次のように告示する。

平成二十五年五月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

○厚生労働省告示第百八十七号

診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第六十号)の一部を次のように改正する。

平成二十五年五月三十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表に第24部として次のように加える。

第24部　追加用補内

品名	薬価規格単位	薬価(円)
(あ)		
アバプロ錠200mg	200mg1錠	195.80
(い)		
イルベタン錠200mg	200mg1錠	195.80
(う)		
サムスカ錠7.5mg	7.5mg1錠	1,660.30
(え)		
デノタスチュアブル配合錠	1錠	20.90
(お)		
ミカムロ配合錠BP	1錠	200.80
(か)		
メトグルコ錠500mg	500mg1錠	18.50
(き)		
モビプレップ配合内用剤	1袋	2,372.80

関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)第七条の五第一項第二号に規定するあらかじめ財務大臣が告示する数量は、平成十四年度及び平成十五年度における各年度の生鮮等牛肉の輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量に百分の百十七を乗じて得た数量及び平成二十四年度における冷凍牛肉の輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量とし、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　二十九万二千三百五十五トン

二　冷凍牛肉　三十三万四千三百二十トン

○財務省告示第百七十三号

関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)第七条の六第一項第二号の規定に基づき、平成二十四年度までの過去三年度における各年度の豚肉等の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量を次のように告示する。

平成二十五年五月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

八十五万四千三百六十六トン

○厚生労働省告示第百八十七号

診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第六十号)の一部を次のように改正する。

平成二十五年五月三十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表に第24部として次のように加える。

第24部　追加用注射

品名	薬価規格単位	薬価(円)
(い)		
イヌリード注	4g40mL1瓶	8,586
(え)		
エンプレル皮下注50mgペン1.0mL	50mg1mL1キット	30,384
(け)		
献血ヴェノグロブリンIH5%静注10g／200mL	10g200mL1瓶	91,240
(ふ)		
フィルグラスチムBS注75μgシリンジ「NK」	75μg0.3mL1筒	6,882
フィルグラスチムBS注150μgシリンジ「NK」	150μg0.6mL1筒	10,871
フィルグラスチムBS注300μgシリンジ「NK」	300μg0.7mL1筒	17,179
フィルグラスチムBS注75μgシリンジ「F」	75μg0.3mL1筒	6,882
フィルグラスチムBS注150μgシリンジ「F」	150μg0.6mL1筒	10,871
フィルグラスチムBS注300μgシリンジ「F」	300μg0.7mL1筒	17,179
フィルグラスチムBS注75μgシリンジ「テバ」	75μg0.3mL1筒	6,882
フィルグラスチムBS注150μgシリンジ「テバ」	150μg0.6mL1筒	10,871
フィルグラスチムBS注300μgシリンジ「テバ」	300μg0.7mL1筒	17,179
フィルグラスチムBS注75μgシリンジ「モチダ」	75μg0.3mL1筒	6,882
フィルグラスチムBS注150μgシリンジ「モチダ」	150μg0.6mL1筒	10,871
フィルグラスチムBS注300μgシリンジ「モチダ」	300μg0.7mL1筒	17,179
(ゆ)		
ユナシンーS静注用3g	(3g)1瓶	1,251
(た)		
タプロスミニ点眼液0.0015%	0.0015%0.3mL1個	96.90
(へ)		
ペンタサ坐剤1g	1g1個	347.80
(る)		
ルリコン軟膏1%	1%1g	53.40

○厚生労働省告示第百八十八号

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養(平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号)第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準(平成二十年厚生労働省告示第百二十九号)の一部を次のように改正し、平成二十五年六月一日から適用する。

平成二十五年五月三十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

第三第二十九号を次のように改める。

二十九　削除

第三に次の一号を加える。

四十八　C型肝炎ウイルスに起因する肝硬変に対する自己骨髄細胞投与療法　C型肝炎ウイルスに起因する肝硬変(Child-Pugh分類による点数が七点以上のものであって、従来の治療法(肝移植術を除く。)ではその治療に係る効果が認められないものに限る。)